

公益財団法人日本健康・栄養食品協会  
機能性表示食品広告審査会設置要綱

(目的)

第1条 機能性表示食品の広告表現の適正化と向上を図り、消費者からの信頼を一層高めるため、公益財団法人日本健康・栄養食品協会（以下「当協会」という。）に機能性表示食品広告審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査会は、前条に定める目的達成のため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 機能性表示食品の広告審査と見解の作成
- (2) 機能性表示食品の不適切な広告に対する勧告
- (3) 審査報告書の発行
- (4) その他審査会の目的達成に必要な業務

(構成)

第3条 審査会は、学識経験者等の第三者委員4名以内及び当協会機能性表示食品広告部会（以下「広告部会」という。）正副部会長をもって構成する。

(委員)

第4条 第三者委員は、広告部会正副部会長が選考し、広告部会の承認をえて、理事長が委嘱する。

- 2 審査会委員長は、第三者委員の中から互選により選出する。
- 3 委員の任期は委嘱の日から同日の属する翌年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。
- 4 任期途中で委員に欠員を生じた時は、新たな委員を補欠として選任することができる。補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 第三者委員に支給する報酬及び旅費については別に定める。

(審査会の開催と成立)

第5条 年2回の開催を基本とし、必要に応じて臨時審査会を開催することができる。

- 2 審査会の開催は第三者委員2名以上及び委員の半数以上をもって成立する。

(審査等)

第6条 審査等は、委員の合議に基づき決定する。

(審査方針)

第7条 「『機能性表示食品』適正広告自主基準」及び健康増進法、景品表示法等の関係法規を審査の指針とし、具体的な審査基準は別に定める。

(審査対象及び審査方法)

第8条 テレビ、新聞、雑誌、インターネットの広告を審査する。

- 2 審査は一定期間に出稿された当協会会員の広告を対象とし、必要に応じ、会員外の広告も対象とするものとする。

(審査素材)

第9条 審査素材は、機能性表示食品の届出事業者もしくは関連事業者からの提供を基本とする。

(審査報告書)

- 第10条 審査の対象とした広告素材については、委員の討論に付し、問題のあるものについては見解をまとめる。
- 2 見解は、毎回審査結果報告書を作成し、必要に応じ、行政官庁、その他に対し情報提供を行う。
  - 3 広告のうち、不適切と思われるものについては、見解を通知し、当該事業者に改善の勧告を行う。
  - 4 行政官庁から要請のあった広告については、審査会の見解をまとめ、回答する。

(事務局)

- 第11条 審査会の事務局は、当協会の機能性食品部に置く。
- 2 事務局は、運営に関する事務手続き等を掌理するものとする。

(雑則)

- 第12条 この要綱は、理事長が定める。

(改廃)

- 第13条 この要綱の改廃は、審査会及び事務局が協議し、理事長の承認を経て行う。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、審査会の合議により決定する。

附 則

- この要綱は、平成30年5月1日から施行する。